

山武市立松尾小学校いじめ防止基本方針

令和 7 年 4 月

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（「いじめ防止対策推進法」（平成 25 年法律第 71 号第 2 条）より）

2 基本方針策定の理念

児童一人一人が健やかに成長していくことができる環境づくりに努め、「いじめを許さない、温かい学校に」をスローガンにしていじめ〇をめざす。いじめは、児童の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与える問題であることから、「法」、千葉県いじめ防止対策推進条例の基本理念のもと、いじめの禁止・いじめの防止等のための対策に強い決意で取り組む。

3 校内組織

(1) 名称 いじめ防止対策委員会

(2) 構成 校長、教頭、生徒指導主任、教務主任、低・中・高・特支代表・養護教諭(教育相談担当)・**長欠担当**

※必要に応じて、外部の関係機関等の専門家 **SC・SSW**

4 いじめ防止等に関する基本的な考え

(1) いじめの防止

① いじめを生まない土壌づくり

「いじめは、どこの学校でも、どの子どもでも起こる」という認識で、すべての児童をいじめに向かわせることなく、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。

② 心の通う人間関係作り

「いじめは絶対許されない行為」「**いじめは加害者側がすべて悪い**」という姿勢で、お互いの人格を尊重し合える態度等、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。

③ 自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくり

日常活動の充実を図り、いじめの背景であるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む。そして、すべての児童生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりに取り組む。

(2) いじめの早期発見

① 積極的ないじめの認知

すべての教職員、保護者が、ささいな兆候もいじめではないかと疑いの目をもって接し、早い段階から適切に関わりを持ち、積極的にいじめを認知する。

② 窓口としての機能

児童から最も身近な存在であり、保護者や地域住民等から最も頼れる存在であるべき教職員が、安心・信頼の相談・通報窓口としての機能を充実させる。

③ 相談しやすい体制

- 児童について
 - ・相談窓口(担任・養護教諭・心の教室相談員・教頭)を周知する。
 - ・全校で『いじめ防止』をテーマにした集会の時間を設ける。
 - ・4月および長期休業明けに全校児童を対象として、SOSの出し方教育を実施する。
 - ・毎月の学校生活アンケートと学期1回、教育相談を実施する。(6月・11月・2月)
 - ・いじめられていることを「恥ずかしい」「みじめ」だと思えないこと、また、「いじめの通報」は卑劣な行為ではないことを全校児童に指導する。
- 保護者について
 - ・いじめ発見についての啓発活動を行う。
 - ・相談窓口(担任・養護教諭・心の教室相談員・教頭)を周知する。
- 職員について
 - ・日常生活において児童の様子を綿密に観察する。
 - ・職員間の情報共有を密にする。
 - ・教育相談簿(TAIOシート)に記録を取り、全職員で周知を図る。

5 いじめを認知した場合の対応について

- (1) 校長は、いじめを認知した場合には、いじめ防止対策委員を招集する。
- (2) 生徒指導主任は、いじめ防止対策委員会を直ちに開催し、対応を協議する。(事実確認・被害児童対応・加害児童対応・周辺児童対応・保護者対応等については、複数の職員で、心理的・物理的に安心できるように対応する。)
- (3) 関係児童への指導を十分に行い、いじめが繰り返されぬよう事後の指導体制を修正し、実行する。
 - ・いじめ被害児童の心理的ケアは、学級担任、養護教諭、心の相談員、教頭等を介して実施する。
 - ・いじめ加害児童へは、再度いじめ加害者にならないよう自分の誤った行動を省みさせる。
 - ・いじめを「観衆」としてはやし立てたり、「傍観者」としていじめを黙認していたりした児童には、それらの立場もいじめの加害者であることを自覚させ、省みさせる。また、いじめの事実及び学校の指導・今後の指導体制についての詳細を早急に保護者へ通知する。
 - ・いじめ被害児童の保護者には、状況に応じて席替えやクラス移動等の措置をとることを通知する。
 - ・いじめ加害者の保護者には、状況に応じていじめ被害者への積極的な干渉を避けさせる等の指導を求める。
- (4) 必要に応じて、スクールカウンセラー・市教育委員会・警察等、関係機関との連携をとる。また、臨時保護者説明会等を開催する。

6 重大事態への対処について

- (1) 重大事態とは
 - ・生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。(児童が自殺を企図した場合等)
 - ・相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
 - ・児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき。
- (2) 重大事態発生時の初動
 - ・いじめ防止対策委員会を招集し、調査方法・外部機関との連携等の対応を協議する。
 - ・教育委員会へ報告し、連携を図る。

7 山武市立松尾小学校いじめ防止基本方針の見直しの検討について

- ・本基本方針については、山武市いじめ防止基本方針の策定状況や、学校・児童等の状況に応じ、より実効性の高い取組を実施する。また、いじめ防止対策委員会において、本基本方針が実情に合っているかどうか見直し、学校運営協議会やPTA役員会等においても見直しの検討を行うものとする。

